

令和7年度 労働相談の状況

福岡県では、県内4か所の労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場のパワハラなど、労働者や使用者の皆さまからあらゆる労働問題に関する相談をお受けし、自主的な解決を支援しています。

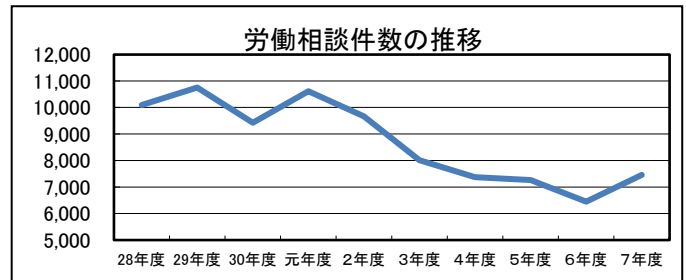
また、相談だけでは解決できない問題には、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

令和7年度における労働相談の状況は、以下のとおりです。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ1,007件(15.6%)増加し、7,458件の相談が寄せられた。



	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数	10,093	10,757	9,426	10,611	9,664	8,013	7,371	7,264	6,451	7,458
対前年度比(%)	▲5.4	6.6	▲12.4	12.6	▲8.9	▲17.1	▲8.0	▲1.5	▲11.2	15.6

※令和元年度～令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」への相談件数を含む。

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が7,127件と、全体の95.6%を占めている。そのうち、正社員からの相談が3,429件と全体の46.0%、非正社員からの相談が3,698件と全体の49.6%となっている。

年度	合計	労働者	非労働者					使用者
			正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
令和5年度	7,264	6,982	3,250	3,732	1,209	465	2,058	282
令和6年度	6,451	6,100	2,664	3,436	956	360	2,120	351
令和7年度	7,458	7,127	3,429	3,698	1,204	477	2,017	331

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は「職場の人間関係」1,324件。続いて「賃金」869件、「労働保険」781件、「解雇・退職勧奨」748件、「退職・退職金」738件の順となっている。

順位	5年度			6年度			7年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	職場の人間関係	1,410	19.4	職場の人間関係	1,088	16.9	職場の人間関係	1,324	17.8
2	賃金	780	10.7	解雇・退職勧奨	819	12.7	賃金	869	11.7
3	解雇・退職勧奨	728	10.0	賃金	642	10.0	労働保険	781	10.5
4	労働保険	675	9.3	労働保険	559	8.7	解雇・退職勧奨	748	10.0
5	退職・退職金	641	8.8	労働契約	505	7.8	退職・退職金	738	9.9
6	労働契約	504	6.9	退職・退職金	487	7.5	労働契約	550	7.4
7	休日・休暇	401	5.5	休日・休暇	410	6.4	休日・休暇	441	5.9
8	労働時間	234	3.2	労働時間	263	4.1	労働時間	214	2.9
9	就業規則	127	1.7	就業規則	163	2.5	就業規則	130	1.7
10	セクハラ	98	1.3	安全衛生	85	1.3	安全衛生	120	1.6

※「その他」を除く。
※割合について、小数第2位を四捨五入している。

2 あっせんの実施状況

※表中[]は、労働委員会委員によるあっせん（平成 25 年度から開始）で内数

(1) 受付件数

新規受付件数は 13 件で、12 件のあっせんを実施した。

※うち 1 件は 8 年度に繰り越しをした。

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
前年度からの継続	1	2	1	0	0
新規受付件数	13[1]	12[2]	13	14	13[1]
計	14[1]	14[2]	14	14	13[1]

(2) 処理状況

あっせんを実施した 12 件のうち解決に至ったものは 8 件で、解決率は 66.7%であった。

実施件数	処理状況				
	解決	打ち切り	取り下げ	不開始	次年度への継続
12[1]	8[1]	4	0	0	0

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせんに打ち切ったもの

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

不開始：申立内容を検討し、あっせんを開始しなかったもの

(3) 労使別の件数

新規に受け付けた 13 件は、いずれも労働者からの申し立てで、そのうち正社員が

61.5%と過半数を占めている。

労働者	使用者					使用者
	正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
13[1] (100.0%)	8[1] (61.5%)	5 (38.5%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)	0

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。小数第 2 位を四捨五入している。

(4) 処理期間

申立後 2 週間以内に 33.3%、1 か月以内に 41.7%が処理終了している。

2 週間以内	2 週間～1 か月以内	1～2 か月以内	2 か月以上
4 (33.3%)	5[1] (41.7%)	3 (25.0%)	0 (—)

※下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

(5) あっせん内容

「賃金」が 4 件と最も多く、次いで「労働契約」・「退職金」が 3 件、「解雇・退職勧奨」・「労働保険」が 2 件となっている。

労働条件に関すること								職場の 人間関係	その他
解雇・ 退職勧奨	労働契約	労働時間・ 休日・休暇	賃金	就業規則	退職金	労働保険	左記以外の 労働条件		
2[1] (10.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)

※ 1 件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は、内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 労働契約

申立ての概要

申立者は、有期労働契約が通算5年を経過することから、会社に対して無期転換を申し入れた。しかし、会社側からは、無期転換の適用外であると告げられ、申立者は無期転換の適用を求めてあっせんに申し立てた。

あっせんの結果

あっせんにおいて、労働者支援事務所から会社側に対し、無期転換制度等について説明を行った。会社側は制度の誤認を認め、次回契約更新時に申立者を無期雇用へ転換することに合意した。その後、両者間で期間の定めのない雇用契約が締結されたことを確認し、本件は解決した。

【事例2】 退職、退職金

申立ての概要

申立者は、私傷病による休職期間の延長を希望したが、会社から拒否された。会社からは就業規則を理由とした事務的な回答に留まり、判断に至った詳細な経緯について説明が得られなかったことから、納得のいく説明を求めてあっせんに申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所が仲介し、申立者の意向を汲んだうえで会社側との対話の場を設定した。会社側から判断に至った検討経緯の詳細な説明と、これまでの対応における配慮不足・コミュニケーション不足についての謝罪がなされ、申立者がこれを承諾したことで解決に至った。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）